

改正

昭和44年10月3日条例第28号

昭和46年12月27日条例第33号

昭和49年3月27日条例第7号

昭和50年3月29日条例第16号

昭和53年12月23日条例第40号

昭和55年3月15日条例第12号

昭和55年12月17日条例第43号

昭和57年3月20日条例第8号

昭和63年12月17日条例第24号

平成元年3月17日条例第9号

平成3年3月19日条例第7号

平成4年3月19日条例第7号

平成8年3月26日条例第2号

平成9年3月26日条例第7号

平成10年3月25日条例第8号

平成16年12月17日条例第72号

平成18年3月23日条例第16号

平成19年3月19日条例第12号

平成25年12月19日条例第35号

平成28年6月29日条例第28号

平成28年12月22日条例第34号

平成29年12月22日条例第25号

令和元年6月26日条例第22号

令和元年12月23日条例第46号

井原市簡易水道条例

井原市簡易水道条例（昭和33年井原市条例第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、井原市簡易水道（以下「簡易水道」という。）の給水についての料金及び工事その他必要な事項を定めるものとする。

（水道料金）

第2条 簡易水道の水道料金は、別表に定めるところにより算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

（水道料金の算定方法）

第3条 水道料金の算定は、次の方法による。

- （1） 料金は、隔月徴収とする。この場合における使用水量は、各月均等に使用したものとする。
- （2） 料金は、メーターを点検して計算する。
- （3） メーター又は給水装置の破損その他によって使用水量が明確でないときは、簡易水道事業の管理者の権限を行う市長が確定する。
- （4） 月の中で使用を開始し、中止若しくは廃止し、又は給水を停止したときの基本料金は、その月の使用日数が15日以内の場合は半額とし、15日を超える場合は1か月分とする。
- （5） 申込みによりメーターを試験した結果100分の8を超える差異があったときは、その期間の使用水量に限って訂正することができる。

（水道料金の算定期間）

第4条 水道料金は、前条の検針日の翌日から当期の検針日までを1期として算定する。

（加入負担金）

第5条 加入負担金は、管理者が別に定める。

（水道料金等の納期）

第6条 水道料金の納期は、次のとおりとする。ただし、納期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日をその期限とする。

期別	納付期限
1	5月末日まで
2	7月末日まで
3	9月末日まで
4	11月末日まで
5	1月末日まで
6	3月末日まで

2 加入負担金及び工事分担金の納付については、納入告知書発行の日から10日までとする。

(手数料)

第7条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、申込み後徴収する。

(1) 給水装置工事設計審査・検査手数料（1件につき） 2,000円

(2) その他の手数料（1件につき） 井原市手数料条例（平成12年井原市条例第6号）別表のその他の証明で定める手数料

(準用規定)

第8条 この条例に定めるもののほか、簡易水道の給水及び工事その他については、井原市水道事業給水条例（昭和43年井原市条例第10号）の例による。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行前に、井原市簡易水道条例（昭和33年井原市条例第18号）の規定に基づいてなされた処分及び手続は、この条例に基づいてなされた処分及び手続とみなす。

附 則（昭和44年10月3日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年12月27日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月27日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月29日条例第16号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月23日条例第40号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月15日条例第12号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月17日条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和56年度第1期分の水道料金から適用する。
（稗原簡易水道に対する経過措置）
- 2 昭和56年度第1期分から第6期分までの水道料金の徴収については、この条例による改正後の井原市簡易水道条例第3条の表の規定にかかわらず、次の表により徴収するものとする。

簡易水道別	基本料金（1月につき）			超過料金 （1立方メートルにつき）
	水量	単位	料金	
稗原簡易水道	5	立方メートル	円 650	円 130

附 則（昭和57年3月20日条例第8号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月17日条例第21号）

この条例は、昭和64年2月1日から施行する。

附 則（平成元年3月17日条例第9号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月19日条例第7号）

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

（平成3年規則第9号で平成3年6月16日から施行）

附 則（平成4年3月19日条例第7号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第3条の表及び別表の青野簡易水道の項を加える改正規定は、別に規則で定める日から施行する。

（平成4年規則第10号で平成4年6月1日から施行）

附 則（平成8年3月26日条例第2号）

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

（平成9年規則第30号で平成9年5月1日から施行）

附 則（平成9年3月26日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の井原市簡易水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成10年3月25日条例第8号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の井原市簡易水道条例第7条の規定は、施行日以後に申込みのあったものについて適用する。

附 則（平成16年12月17日条例第72号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の条例の施行の日前に、芳井町簡易水道条例（平成10年芳井町条例第17号）又は美星町簡易水道の設置及び給水に関する条例（平成10年美星町条例第27号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月23日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の井原市簡易水道条例の規定にかかわらず、改正前の井原市簡易水道条例の規定に基づきなされた処分及び手続については、平成18年5月31日までは、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月19日条例第12号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第35号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の井原市簡易水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月29日条例第28号）

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日条例第34号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の井原市簡易水道条例別表第2の規定にかかわらず、施行の日前から継続している水道の使用で、施行の日から平成29年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る簡易水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月22日条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の井原市簡易水道条例別表第2の規定にかかわらず、施行の日前から継続している水道の使用で、施行の日から平成30年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る簡易水道料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月26日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の井原市簡易水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月23日条例第46号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

簡易水道別	基本料金（１月につき）			超過料金（１立方メートルにつき）
	水量	単位	料金	
中央簡易水道	10	立方メートル	円 858	円 83.6
種花滝簡易水道	8	〃	638	72.6
川町簡易水道	8	〃	429	51.7
高原簡易水道	5	〃	753.5	146.3
美星簡易水道	10	〃	2,750	220